第二条中「特定原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第三条第三項中「、副本一通」を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（放射能濃度に関する確認実施要領書）

第三条の二　原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第五条第三項中「、副本一通」を削る。

第七条から第九条までを次のように改める。

第七条から第九条まで　削除

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第二十条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び写し一通」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

第九条の見出しを「（廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十一条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　確認を受ける事業所の名称及び所在地

三　確認を受けようとする期日及び場所

第十一条に次の二項を加える。

2　前項の申請書には、第十二条で定める技術上の基準に適合することを確認した方法及びその結果に関する説明書を添付しなければならない。

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）

第十二条の二　原子力規制委員会は、第十一条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十二条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第十三条第一項中「第五十一条の六第一項」を「第五十一条の六第一項又は第二項」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第四項、第十六条第三項及び第十八条第三項中「及び写し一通」を削る。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十条及び第二十一条　削除

第二十二条の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

第二十六条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

第二十六条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二十九条第四項中「及び写し一通」を削る。

第三十条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

第三十条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（第二十五条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、非破壊試験（第二十七条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（同条第四号に規定する溶接部に関するものに限る。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。